

### 第3章 鈴鹿市の環境測定データ

本市では、環境基本法に基づく環境基準（大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めたもの）および法律（振動規制法）を遵守するため、市内の環境測定を行い、測定データの蓄積と環境の把握を行っています。

#### 第1節 大気汚染

大気汚染に関する環境基準は、大気汚染に係る基準（二酸化窒素、浮遊粒子状物質等）、有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、ダイオキシン類に係る環境基準、微小粒子状物質に係る環境基準があります。本市では、大気汚染物質（二酸化窒素）およびダイオキシン類について測定を行っています。

##### 1-1 二酸化窒素

二酸化窒素（環境基準が日平均値 0.04~0.06ppm ゾーン内又はそれ以下）は、物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成する物質です。高濃度で呼吸器に望ましくない影響を与えます。この物質について市内 17 地点で測定を行った結果、全ての地点について環境基準に適合していました。

測定地点	二酸化窒素	
	測定	環境基準適合状況
一ノ宮公民館	●	○
長太公民館	●	○
若松地区市民センター	●	○
石垣池公園	●	○
鼓ヶ浦公民館	●	○
消防署南分署	●	○
稲生地区市民センター	●	○
合川地区市民センター	●	○
国府地区市民センター	●	○
庄野地区市民センター	●	○
平田町駅前	●	○
算所保育所	●	○
鈴鹿市役所	●	○
加佐登地区市民センター	●	○
深伊沢地区市民センター	●	○
椿地区市民センター	●	○
石薬師地区市民センター	●	○

##### 1-2 ダイオキシン類

ダイオキシン類（環境基準が年平均値 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）は、物の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質であり、環境中に広く存在しています。現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼です。通常の生活の中で摂取する量では、急性毒性を生じることはありません。この物質について市内 2 地点で年 2 回測定を行った結果、全ての地点について環境基準に適合していました。

測定地点	環境基準適合状況
深伊沢小学校	○
鈴鹿市役所西館	○

## 第2節 水質汚濁

水質汚濁に関する環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目；カドミウム他 全 27 項目)と、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目；BOD他 全 5 項目)の2つを定めています。健康項目については、公共用水域全般を一律に定めており、生活環境項目については河川・湖沼・海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け(類型指定)、それぞれの基準値(環境基準)を定めています。さらに健康項目には公共用水域および公共用水域の底質において、ダイオキシン類の基準が定められています。

### 2-1-1 一般河川の水質

類型指定河川(4 河川 8 地点)を含めた 17 河川 22 地点においてそれぞれ年 3 回、水質調査を実施しました。環境基準のあてはめがある項目のうち 5 項目(BOD4 項目、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 項目)で超過していました。そのうち類型指定河川 3 河川においてのべ 4 回、BODが基準を超過していました。これは、生活排水等の河川への流出や、河川の水量減少によって滞留した影響によるものと考えられます。また類型指定無しの 1 河川において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準を超過していました。これは、生活排水等の河川への流出や窒素肥料の溶脱によるものと考えられます。

河川名	測定地点	環境基準類型	環境基準適合状況	
			健康項目	生活環境項目
安楽川	和泉橋	AA	× (大腸菌 <sup>※1</sup> )	× (BOD <sup>※2</sup> )
鈴鹿川	鈴国橋	A	○	○
	庄野橋	A	○	○
	第二頭首工	A	○	○
	鈴鹿橋	A	○	○
中ノ川	徳居橋	B	○	× (BOD)
	磯山潮止水門	B	○	× (BOD)
金沢川	金沢橋	C	○	○
御幣川	貢橋	—	○	—
八島川	八島橋	—	○	—
芥川	—	—	○	—
椎山川	—	—	○	—
蒲川	蒲川橋	—	○	—
浪瀬川	木田町地内	—	○	—
田古知川	田古知橋	—	○	—
堀切川	磯山四丁目	—	× (ホウ素 <sup>※3</sup> )	—
	御菌町地内	—	○	—
白子川	千貫橋	—	○	—
一本木川	南長太町地内	—	○	—
二本木川	二本木橋	—	○	—
椋川	—	—	○	—
釜屋川	—	—	○	—

※注 1 大腸菌…水中に含まれる大腸菌群を数値化したものを大腸菌群数といい、水質汚濁の指標に用いられる。

※注 2 BOD…水質の汚濁指標となる値。微生物が有機物を分解する際に必要とする酸素量。値が小さいほど水質が良好。

※注 3 ホウ素…植物の必須元素の一つであり、人が大量に摂取すると食欲不振になるなど、人の健康に影響を与えるおそれがある物質。

### 2-2 河川水質および河川底質のダイオキシン類

ダイオキシン類(環境基準が水質；年平均値 1pg-TEQ/l 以下、底質；年平均値 150pg-TEQ/g 以下)は、物の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質であり、環境中に広く存在しています。河川水質および河川底質のダイオキシン類の原因の一つとして、農薬不純物由来と思われるダイオキシン類の河川への流出が考えられます。この物質について市内 4 河川年 1 回測定を行った結果、全ての地点について環境基準に適合していました。

河川名	測定地点	環境基準適合状況	
		水質	底質
堀切川	堀切橋	○	○
二本木川	二本木橋	○	○
一本木川	宮後橋	○	○
北長太川	北長太橋	○	○

### 第3節 騒音・振動

#### (1) 一般環境騒音

騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに定められており、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されています。本市では、環境騒音のうち、一般地域（道路に面する地域以外）における騒音の状況の把握を行うため市内3地点において年1回測定を行った結果、1地点の夜間の時間帯において、環境基準を超過していました。これは、測定地点に近い道路における自動車騒音の影響と考えられます。

測定地点	地域の類型	環境基準適合状況	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
鼓ヶ浦公民館	A	○	○
勤労青少年ホーム	B	○	×
郡山公民館	C	○	○

#### (2) 道路交通振動

また振動については、振動に係る環境基準は定められていないため、振動規制法に定められている道路交通振動の限度に対する適合状況を把握しています。市内2地点において年1回測定を行った結果、全ての地点について適合していました。

測定地点	区域の区分	環境基準適合状況	
		昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～翌日午前8時)
鈴鹿庄野郵便局（主要地方道鈴鹿環状線）	第1種区域	○	○
白子地区市民センター（国道23号線）	第2種区域	○	○

#### (3) 面的評価支援システムにおける騒音測定

平成24年度から地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により騒音規制法第18条の自動車騒音の常時監視を市が行う事務となったため、騒音規制法第18条に基づく測定等を行いました。

一般国道23号の地点において交通量が多いため基準を超過しました。

道路名	用途地域	測定地点	車線数	時間区分	等価騒音レベル LAeq (dB)	環境基準		要請限度	
						基準値 (dB)	適合状況	基準値 (dB)	適合状況
一般国道23号	準工業地域	南玉垣町	4	昼間	75	70	×	75	○
				夜間	72	65	×	70	×
四日市楠鈴鹿線	第1種住居地域	下箕田町	2	昼間	70	70	○	75	○
				夜間	64	65	○	70	○
千代崎港線	第1種中高層住居専用地域	岸岡町	2	昼間	63	70	○	75	○
				夜間	54	65	○	70	○
白子停車場線	商業地域	白子本町	2	昼間	56	70	○	75	○
				夜間	46	65	○	70	○
国府白子停車場線	商業地域	白子駅前	2	昼間	62	70	○	75	○
				夜間	56	60	○	70	○